

港区立南麻布地域包括支援センターの管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会（以下「乙」という。）は、港区立南麻布地域包括支援センターの管理運営に関して、令和4年4月1日に締結した「港区立南麻布地域包括支援センターの管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定書」という。）並びに、原協定書第11条の規定に基づく業務基準書（以下「原基準書」という。）及び業務仕様書（以下「原仕様書」という。）の一部変更について、次のとおり、協定を締結する。

1 原協定書第17条第2項を次のように改める。

（本施設の改修等）

第17条

- 2 本施設の修繕については、1件につき200万円（消費税を含む。）を超えるものについては、甲が自己の責任及び費用負担において実施するものとし、1件につき200万円（消費税を含む。）以下のものについては、乙の責任及び費用負担において実施するものとする。

2 原基準書を次のように改める。

項番4（4）ア 施設及び付属設備の管理に関する業務

（オ）震災・風水害及び新型インフルエンザ等が発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」に基づき、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。

3 原基準書に次を加える。

項番5（2）ウ 防災・危機管理対応

（エ）災害等に際して、従事職員及び一時的に施設に滞在することになった利用者（並びに入所者）の食料や飲料水等（3日分を目安）を購入し、適切に管理すること。指定期間満了時において消費期限を超えていない物資については、次期指定管理者に引き継ぐこと。

4 原基準書に次を加える。

項番5(2)セ 公益通報対応

指定管理者は、公益通報保護法（平成16年法律第122号）に基づき区が設置する公益通報窓口について、職員に周知するとともに、職員が公益通報したことを理由に、解雇、減給等の不利益な取扱いをしないこと。

5 原基準書を次のように改める。

項番5(5)表11(3) 上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円を超えるもの）

(4) 上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円以下のもの）

6 原仕様書「別紙3 その他事業」項番6を次のように改める。

項番6 港区特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書配布・申請受付

港区特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書の配布、申請受付を行うとともに、高齢者やその家族等から寄せられる施設入所に関する相談に対応すること。

7 原仕様書「別紙3 その他事業」から次を削除する。

項番8 訪問型介護予防事業

(1) 区民から訪問型介護予防事業の依頼があった場合、制度の説明、対象者の身体状況及び生活状況等の調査のため訪問を行うこと。

(2) 訪問型介護予防事業の対象と判断した場合は、申請書を収受し、対象者に適したケアプランを作成すること。

(3) 作成したケアプランに基づき、保健師等により訪問を行い、更新の必要性などを判断し、適切な介護予防サービスが行えるように支援すること。

8 原仕様書「別紙3 その他事業」項番9を項番8に改める。

9 原仕様書「別紙3 その他事業」項番10を項番9に改める。

10 原仕様書「別紙3 その他事業」項番11を項番10に改める。

11 原仕様書「別紙3 その他事業」項番12を項番11に改める。

12 原仕様書「別紙3 その他事業」項番13を項番12に改める。

13 原仕様書「別紙3 その他事業」項番14を項番13に改める。

1 4 原仕様書「別紙3 その他事業」項番15を項番14に改める。

1 5 本変更協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

1 6 本変更協定書は令和8年4月1日から適用する。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月24日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港 区 長 清 家 愛

乙 港区三田一丁目4番17号
社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会
支 部 長 杉 村 栄 一